

特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク

役員候補者選定および役員候補者名簿作成規程

平成28年2月9日 理事会決議
同日施行

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下「本法人」という）の定款に基づき、理事および監事（以下両者を一括していう時は「役員」という）を総会で円滑に選定決議するために必要な事項を定める。

(役員候補者の選定、名簿の作成および名簿の取扱)

第2条 総会における役員選定の円滑のために、この規程の定めにより役員候補者を選定の上、役員候補者名簿を作成し総会に諮る。

(役員候補者名簿への登載をおこなう人数)

第3条 任期満了に伴う理事候補者名簿作成に際しては、役員改選の年の1月1日現在の正会員数に応じて、次に定める人数を越えない範囲で理事候補者名簿に登載する。

(1) 正会員の人数が20名未満のとき 理事候補者名簿への登載人数3名。

(2) 正会員の人数が20名以上のとき、正会員の人数が10名増加するごとに1名加算する。ただし、前号を含む合計人数は10名までとする。

2 理事の欠員発生による補充選定にあつては、前項の定めによらず補充の必要な人数について名簿に登載する。

3 副理事長の人数および専務理事の役職設置については、役員選定の決議を得た総会閉会后ただちに開催される理事会・理事長等の互選会（以下、「理事長等の互選会」という）の判断に委ねることとする。

第4条 任期満了に伴う監事候補者名簿作成に際しては、2名を監事候補者名簿に登載するものとし、これを越える人数の登載は行わない。

2 監事の欠員発生による補充選定にあつては、前項の規定によらず補充の必要な人数について名簿に登載する。

(役員候補者名簿の作成時期)

第5条 任期満了が近づいているとき、ならびに定款に定める事由により役員を選定が必要となったとき、この規程の定めに従って役員候補者名簿の作成を実施する。

(役員候補者名簿に登載する者の選定)

第6条 役員候補者名簿は、役員候補者について正会員より推薦（自薦を含む）を受け、これにもとづいて作成する。

2 法人は事務局をして正会員に役員候補者の推薦を依頼する。

(推薦の実施)

第7条 正会員による役員候補者の推薦は、理事または監事に相応しいと思う者について明記した推薦状を、本法人（事務局）に提出することによっておこなう。

2 前項の推薦は、第3条および4条に定める人数を越えない範囲ですることができる。

3 第1項で理事に推薦した者のうち、1名を理事長に相応しいと思う者として推薦することができる。

4 推薦状は、法人が指定する様式を用い、指定の内容を満たし、かつ指定する方法で提出しなければならない。

(名簿登載者の決定及び調整)

第8条 第6条および7条の規定により提出された推薦状は事務局においてただちに集計し、その結果は理事会に伝達するとともに、全ての会員に対し公表する。

2 理事会は、推薦者人数の上位の者から順に、候補となることの受諾確認を実施し、最終的な名簿登載者および登載順序を決定し、役員候補者名簿を確定する。

3 事務局は理事会が役員候補者名簿が確定させ、名簿を総会に諮る旨決定したときは、遅滞なく会員に対し公表する。

(理事長に相応しいと思う者の推薦結果の取扱)

第 9 条 事務局は、第7条第3項の結果について、理事長等の互選会に対してその結果を伝達する。

(事務所掌)

第 9 条 役員候補者名簿の作成にかかる事務で、特段の定めがない事項は事務局が担当する。

(改正)

第 10 条 この規程の改正には理事会の決議を要する。

(付則)

- 1 推薦の依頼および推薦状の送付は郵送によるものとする。
- 2 任期満了に伴う役員候補者名簿作成の事務日程は、下記各号を標準として行うこととし、具体的な期日は事務局と理事会が協議の上、予め公表する。

(1) 候補者推薦依頼状の発送	選定を実施する総会の招集通知発送予定日の30日前
(2) 候補者推薦状の締切日	上記から15日後 (必着)
(3) 候補者推薦状の集計締切	(2) より7日後
(4) 候補者名簿の決定期限	選定を実施する総会の招集通知発送予定日の3日前
- 3 任期満了以外の事由による役員候補者名簿作成の事務日程は、その事由の発生ごとに、前項の定めを基準として遅滞なく役員の選定が出来る日程を事務局と理事会の協議により定め、遅滞なく公表する。
- 4 この規程は、平成29年5月19日に任期が満了することを事由とする役員選定の実施より適用することとし、即時施行する。